

令和3年（ネ）第348号 九州電力玄海原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 石丸ハツミ 外

被控訴人 九州電力株式会社

控訴人ら準備書面（5）

2023年5月24日

福岡高等裁判所 第3民事部 ホ係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 谷 次 郎

弁護士 中 井 雅 人

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1 「第1 はじめに」に対して | 3 |
| 第2 「第3 控訴人らの主張に対する反論」について | 3 |
| 1 「半径30km圏外の防護措置」について | 3 |
| 2 「各論1（避難準備について）への反論」について | 4 |
| （1）「情報伝達体制」について | 4 |
| （2）「安定ヨウ素剤配布体制」について | 5 |
| 3 「各論2（屋内退避）への反論」について（「屋内退避の有効性」について） | 6 |
| 4 「各論3（避難経路）への反論」について | 6 |
| （1）「道路通行不能時の対策」について | 6 |
| （2）「交通・燃料供給対策について」 | 7 |
| ア 交通対策について | 7 |
| イ 燃料供給対策について | 7 |
| （3）控訴人らにおけるルート調査について | 7 |
| 5 「各論4（避難の現実的問題）への反論」について | 8 |
| （1）「段階的避難」の非現実性に関して | 8 |
| （2）「避難先が被災した場合を想定した対策」について | 8 |
| 第3 結論 | 11 |

本書面では、避難計画に関する被控訴人の控訴審準備書面2に反論する。

第1 「第1 はじめに」に対して

被控訴人は、避難計画に関する控訴人ら主張は、放射性物質の異常放出を伴う重大事故が発生する蓋然性を示すことなく、無条件に放射性物質の異常放出が生じるとの前提を置くものであり、不合理であると主張する。

しかし、被控訴人の当該主張は、「深層防護」の考え方を否定するものである。深層防護の考え方による安全確保においては、ある防護レベルの安全対策を講ずるに当たって、各防護レベルが独立して有効に機能すること、換言すれば、その前に存在する防護レベルの対策を前提としないこと（前段否定）が求められるものである（乙270・67頁参照）。そうであれば、深層防護の第1から第4までの防護レベルが達成されているからといって、避難計画等の深層防護の第5の防護レベルが不十分であってもよいという事にはならないのであり、深層防護の第5の防護レベルが不十分であれば、発電用原子炉施設の運転に起因して周辺的一般公衆に対する人格権侵害が生じるおそれがあるというべきことになる。

第2 「第3 控訴人らの主張に対する反論」について

1 「半径30km圏外の防護措置」について

被控訴人は、控訴人らの、30kmの値が繰り返し引用されるため、30km圏外に脱出すれば安全であるかのような印象が形成されているように見受けられる旨の主張が、「あたかも、防護措置が講じられるのは、原子力施設からおおむね半径30km以内に限られているかのように主張する」としている。しかし、控訴人らはそのような主張をしている訳ではなく、被控訴人の当該主張は、控訴人らの主張とは別のものを設定してそれを叩くというものに外ならず、控訴人ら

の主張に対する反論たり得ていない。

2 「各論Ⅰ（避難準備について）への反論」について

（Ⅰ）「情報伝達体制」について

被控訴人は、例えば原災法10条事象発生時には事業者である被控訴人は15分以内を目処に内閣総理大臣、原子力規制委員会、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事、福岡県知事等にファクシミリ装置を使って一斉送信すること、国の原子力災害対策本部から関係自治体への連絡はTV会議を活用し、一般回線が通信不全であれば専用通信回線や衛星回線を使うこと、関係自治体から住民への情報伝達は防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等を用いることなどを主張する。また、自治体等が相談窓口を設置するなど主張して、情報伝達体制が整備されていると主張している。

しかし、このような「情報伝達体制」が緊急時に必ず奏功するとは到底言えない。

例えば、本件各原発が対象となった平成29年の原子力総合防災訓練では、「NTT回線、防災無線、統合原子力防災ネットワーク等の複数の回線を使用していたが、機器の取扱いが異なり訓練参加者に混乱が生じた。」「警戒事態では、ERCから佐賀県災害対策本部に連絡をすることとなっているが、連絡先であるERCの電話番号を把握していない。」（佐賀県）、「送受信したFAXが区分整理されず、管理番号も付与されていなかった。」（玄海町）、「関係自治体において会議資料の入手手段がFAXのみであるため、迅速かつ正確な情報共有に不安が残る」（唐津市）など、課題が指摘された（乙290・51頁～52頁）。

また、災害時に、電話回線が「輻輳」を起こし、通話が困難ないしは不可能になることは災害に際してしばしば経験することであり、御庁におかれても顕著な事実であると考えられるが、そのような場合に、情報伝達に困難が生じることも想像に難くない。

(2) 「安定ヨウ素剤配布体制」について

被控訴人は、安定ヨウ素剤について、避難や一時移転の際に、住民の動線を踏まえた上で集合場所や避難経路上に設けられた配布場所等で配布されることになっていると主張する。また、安定ヨウ素剤の服用については原子力規制委員会が判断し、防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等を用いて住民に情報伝達を行うという。

しかし、この被控訴人の主張によっても、安定ヨウ素剤についての体制が作られているとは到底言えない。

そもそも、安定ヨウ素剤は、原子力災害により放射性物質が周辺環境に放出された場合、放射性物質のうち放射性ヨウ素が吸入、経口摂取等により体内に取り込まれると、放射性ヨウ素は甲状腺に選択的に集積するため、放射性ヨウ素による内部被ばくの影響により数年から数十年後に甲状腺がん等を発症するリスクが上昇し、その影響は年齢が低いほど大きいとされているので、そのリスクを軽減するために服用するものである。

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素にばく露される24時間前からばく露後2時間までの間に服用すれば、甲状腺への放射性ヨウ素の集積を90%以上減らすことができ、ばく露後8時間でも約40%抑制効果が期待できるが、ばく露後16時間以降については効果はほとんどないとされている。また、ばく露後24時間以上経過してから服用すると、蓄積した放射性ヨウ素の生物学的半減期を延長させるため有益性より有害性が大きくなる可能性があるとされている(乙298・3頁)。

このため、安定ヨウ素剤の服用効果を十分に得るためには、服用のタイミングが重要である。

しかるに、被控訴人の主張に係る安定ヨウ素剤の配布についての現在の体制は、屋内退避時については配布されないということであるから、屋内退避中に放射性ヨウ素にばく露した場合についてはむしろ対応が出来ないとい

う意味で従来より後退していることに他ならない。また、服用のタイミングについて、住民への情報伝達が十分と言えないということは前記（１）で述べたことと同様である。

3 「各論２（屋内退避）への反論」について（「屋内退避の有効性」について）

被控訴人は、避難計画が住民に周知されていること、屋内退避には吸入による内部被ばくを抑える効果があること、家屋倒壊等により屋内退避が困難となる場合には指定避難所への避難を行うこと、指定避難所に被害が出て屋内退避の継続が困難な場合はUPZ内外の避難先に避難する、などとして、控訴人らの主張は理由がないとする。

しかし、被控訴人の主張は極めて抽象的である。想定外の事態が発生するのが災害の常であり、被控訴人が述べるような、屋内退避が困難となる場合には指定避難所へ、指定避難所での屋内退避の継続が困難な場合はUPZ内外の避難先に避難、などという流れが実際の事故発生時に奏功するとは考え難い。そして、控訴人らがその準備書面（２）・第４・７で指摘した問題点に対して、被控訴人は答えることが出来ていない。

4 「各論３（避難経路）への反論」について

（１）「道路通行不能時の対策」について

被控訴人は、避難経路の通行支障に当たっては代替避難経路の設定、被害状況の把握、道路の応急復旧などを行ったりするので、避難道路通行不能時にも避難計画が機能する旨を主張するが、空論であると言わざるを得ない。

例えば、熊本地震においては国道の法面崩壊で道路情報カメラの光ケーブルが断線して情報収集に支障を来した例が存在した（甲２０１）。

また、東日本大震災においては、原発警戒区域においては長期間通行止めが続くなどしており、そもそも、原発事故により避難を要する状況で、道路啓開（被控訴人準備書面２・２４頁注釈１参照）などの応急復旧作業を誰がどのようにして行うのか、ということが被控訴人の主張からは全く明らか

ではない。

(2) 「交通・燃料供給対策について」

ア 交通対策について

被控訴人は、ヘリなどを使った道路渋滞の把握などによって円滑な交通の流れを確保する、と主張する。

しかし、この主張も抽象的であると言わざるを得ない。

実際に、熊本地震では、前震・本震とも夜間に発生したところ、夜間のヘリ飛行不可によりヘリによる道路情報の情報収集に影響が生じている(甲201)。また、熊本地震後に、熊本市内で平時とは異なる交通渋滞が発生したとの研究もある(甲202)。

イ 燃料供給対策について

被控訴人は、各県が災害時に燃料調達についての協定を民間企業等と締結していること、燃料不足の際は原子力災害対策本部の要請で物資集積拠点に燃料の搬送が行われることなどを主張している。

しかし、この主張も抽象的であると言わざるを得ない。

熊本地震では、都市部での供給遅延や品薄、被害の大きな地域における供給不足、避難所や病院での備蓄不足などが問題となっている(甲204)。原発事故に際しても、同様の問題が発生するとみておかなければならない。

(3) 控訴人らにおけるルート調査について

控訴人らは、実際に、唐津市から佐賀市に至る避難道路を実地走破して、問題点を調査した(甲205)。

例えば、唐津市野田地域から佐賀市(競馬場)に至るルートを見ると、国道323号線で、橋が49箇所、高架橋をくぐる箇所4箇所、トンネル1箇所などがある。また、避難経路に合流するための橋も多数あり、交通途絶の心配がある。

また、交差点では、複数の方向から避難してくる車両が合流して交通量が

激増することも想定される。

また、一時集合場所として予定されている巖木コミュニティセンター付近には、土砂災害警戒区域が多くあることなど、悪天候に際しての影響が懸念される場所や、一時集合場所とされている地区の活性化センターが普段は無
人であることなど、避難を困難化する要因には枚挙に暇が無い。

5 「各論4（避難の現実的問題）への反論」について

（1）「段階的避難」の非現実性に関して

被控訴人は、段階的避難について平素から自治体がパンフレットなどで広報しているなどとして、控訴人らの主張は理由がないと主張している。しかし、この主張は控訴人らの主張に対する反論になっていない。

控訴人らは、その準備書面（2）・第4・9で、いかに事前の広報などで段階的避難について呼びかけていても、実際に住民がその通りに動くのか、という問題を提起している。

（2）「避難先が被災した場合を想定した対策」について

ア 被控訴人は、避難先が被災した場合について、避難先が被災して避難が困難になった場合を想定した対策が整えられており、例えばPAZ内住民の避難先が使用できなくなった場合にはUPZ外の佐賀県内の施設を調整し、原子力災害と自然災害の複合災害が発生した場合は5つの広域応援協定を締結している旨を主張する。

また、被控訴人は、避難退域時検査の実施体制について、避難退域検査場所について避難経路上に複数の候補地をあらかじめ準備し、備蓄機材の活用や大規模要員によって対応可能であると主張する。

しかし、これらの主張も抽象的であると言わざるを得ない。

イ 控訴人らも参加する市民団体である「玄海の避難問題を考える連絡会」では、佐賀県、福岡県、長崎県の各避難先自治体へのアンケートを行った（甲206の1乃至3）。

例えば、佐賀県内の自治体について見ると、避難元から避難する場合の「避難退域時検査」について40%の自治体が知らない、タイヤの接地面や屋根は測定しないことについては53%の自治体が知らない、除染はウェットティッシュで拭き取ることになっていることについては60%の自治体が知らないなど、内容が十分に周知されているとはいえないものであった。

また、指針ではUPZ外でもモニタリング等により、避難や一時移転となった場合の防護措置を講じることとされているが、講じていないという自治体が佐賀県内では実に80%に上るなど、大きな問題がある。

特に着目すべき点について以下に述べる。

(ア) 避難所のマッチングについて

避難所のマッチングについては、全自治体できていると回答しているが、例えば太良町の場合、町人口8714人に同じ数の避難者8000人を受け入れることになっている。受け入れ自治体職員数が限られている中、無謀な計画が露呈している。2014年の私たちの面談調査では受け入れ人数7687人(人口9800人)。今回のアンケートでは、その時以上に受け入れ率が増加している。国、県は同時に避難しないという想定で進めているが、危機管理の最悪の状態を想定するという考え方からは真逆になっている。

(イ) 避難元から避難する場合の「避難退域時検査」について

国の除染の基準は甲状腺被ばくで300mSvに相当する基準。これは放射線管理区域の30倍の数値で、国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」は、住民に被ばくを強要することになっている。これらの意味を「知らない」が、6自治体40%もある。国の除染基準や、安易な検査・除染で、何も知らされていない住民が被ばくを強要されることになる。

(ウ) 避難先の学校等に放射能汚染が持ち込まれる可能性があることについて

「持ち込むべきでない」と明確な回答は46.5%。「仕方がない」が1自治体。その他を見ると、殆どが、「放射能が持ち込まれない対策が必要」と回答している。結果90%強の自治体が避難受け入れについて不安を持っている事実が明らかになった。被控訴人はこれら避難計画の現状を知らずに、避難計画は整っているとしている。

(エ) UPZ外でもモニタリング等により、避難や一時移転となった場合の防護措置を講じることとされていることについて

指針では、UPZ外の住民にもUPZ同様、避難や一時移転を実施しなければならないとなっている。アンケートでは「措置は講じていない」が12自治体80%だが、「講じている」と回答の自治体も「国や県との調整に基づき決定していく」と回答しているので、自治体として独自の措置を講じていない事になり「講じていない自治体」は93%となっている。

被控訴人は、これら避難計画の策定は実質的に再稼働の前提になっているにも関わらず自治体の現状、強いて言えば住民の置かれる状況を見逃している事になる。因みに、この「30km外でも防護措置を講じること」、という住民への告知は「原子力防災のてびき」のページ一番下3行に「30km以遠の地域にお住まいの方・状況に応じて屋内退避・基準値以上の空間放射線量率が測定されれば避難(一時移転)」と書かれているだけで、積極的に知らされていないのが現状である。

ウ 避難計画は原子力発電所に対する「危機管理」である。であるから、避難計画が少なくとも100%に近く完全な形で用意されている事が確認されない限り、原発の稼働は許されないというべきである。しかるに、

今回のアンケートでは避難計画に関する情報が住民を護るべき自治体に周知されていないことが明らかとなった。

第3 結論

以上のように、本件各原発にかかる避難計画には多々問題があるのであり、その結果、発電用原子炉施設の運転に起因して周辺の一般公衆に対する人格権侵害が生じるおそれがあると言わざるを得ない。

以上